

# 長崎県グループホーム火災（第6報）

消 防 庁  
平成25年2月9日  
14時30分現在

## 1 発生日時等

発生日時：平成25年 2月 8日 調査中  
発覚時刻：平成25年 2月 8日 19時43分  
鎮圧時間：平成25年 2月 8日 21時09分  
鎮火時刻：平成25年 2月 8日 21時49分

## 2 発生場所

住 所：長崎市東山手町6番16号 グループホームベルハウス東山手  
用 途：複合用途（グループホーム、事務所、住宅（消防法施行令別表第1（16）  
項イ）

## 3 建物概要

構造：鉄骨造一部木造  
階数：4階建て  
建築面積：調査中  
延面積：529.4㎡  
1階：グループホーム 121.8㎡  
2階：グループホーム 148.56㎡  
3階：事務所 149.04㎡  
4階：住宅 110.00㎡  
焼損程度：部分焼  
焼損床面積：調査中

## 4 死傷者等

### (1) 人的被害

死 者：4人（女性4人）  
負傷者：8人

（重症2人（男性1人、女性1人）、中等症4人（女性4人うち1人グループホーム職員）、軽症2人（男性1人、女性1人））

### (2) 建物被害

出火建物：調査中

## 5 火災原因等

2階より出火  
他、調査中

## 6 消防用設備等の設置状況

消火器、火災通報装置、自動火災報知設備、誘導灯

- 7 防火管理の状況  
防火管理者選任有、消防計画届出有
- 8 最新の立入検査  
平成24年9月3日に長崎市消防局において立入り検査を実施
- 9 消防庁の対応
- 2月8日（金） 21時00分 長崎県から第1報受領  
消防庁予防課において予防課長を長とする災害対策室を設置し、情報収集を実施中
- 21時30分 長崎県から第2報受領
- 22時35分 長崎県から第3報受領
- 23時30分 消防法第35条の3の2の規定に基づく消防庁長官の  
火災原因調査（特に必要があると認めた場合）を実施  
することを決定。
- 2月9日（土） 23時35分 長崎県から第4報受領
- 0時00分 長崎県から第5報受領
- 7時35分より 火災原因調査のため消防庁職員2名及び消防研究  
センター職員5名を順次派遣
- 13時56分 長崎県から第6報受領

<連絡先>

消防庁予防課設備係

守谷・竹本

Tel (03)5253-7523

Fax (03)5253-7533